

6 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

6.1 配慮書についての縦覧状況

縦覧期間：平成 27 年 12 月 21 日(月)～平成 28 年 1 月 20 日(水)

縦覧場所		閲覧者数
東海市	市役所（生活環境課）	0
	清掃センター	0
知多市	市役所（都市計画課・環境政策課）	0
	清掃センター（ごみ対策課）	0
西知多医療厚生組合	衛生センター	7
計		7

6.2 配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

計画段階環境配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表 6.2 に示すとおりである。

表 6.2(1) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。	配慮書についての愛知県知事の意見を十分に検討した上で、事業計画を策定し、方法書以降の図書を作成します。
1 全般的事項	
(1) 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること。	環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めてまいります。
(2) 事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、撤去又は廃棄に係る具体的な計画が策定され、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を含めて環境影響評価を適切に実施すること。	事業実施区域（配慮書段階では「事業実施想定区域」）内の既存のごみ処理施設等について、現段階では解体又は撤去の予定はありませんが、本事業の一部として、解体又は撤去を行う場合には、その影響を含めて環境影響評価を適切に実施します。

表 6.2(2) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
2 大気質	
<p>水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）が公布され、廃棄物焼却設備から大気中への水銀の排出が今後規制されることから、可能な限り水銀の排出抑制に努めること。</p>	<p>大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、廃棄物焼却炉から大気中への水銀の排出が規制されることを踏まえ、水銀の排出抑制に努めてまいります。</p>
3 土壌、地下水	
<p>新施設の建設予定地がごみ処理施設の跡地であることを踏まえ、土壌及び地下水質の状況を適切に把握できる調査計画を策定すること。</p>	<p>新施設の建設計画箇所がごみ処理施設の跡地であることを踏まえ、土壌及び地下水質の状況を適切に把握するため、環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価の手法を本書に記載しました。</p>
4 動物、植物、生態系	
<p>事業計画の策定に当たっては、緩衝緑地帯の保全に努めるとともに、必要に応じて専門家の指導や助言を得た上で、地域の植生や生態系ネットワークの形成に配慮した生物の生息生育空間とするよう努めること。</p>	<p>緩衝緑地帯の保全に努めるとともに、必要に応じて専門家の指導や助言を得た上で、緩衝緑地帯を地域の植生や生態系ネットワークの形成に配慮した生物の生息生育空間とするよう努めてまいります。</p>
5 廃棄物	
<p>焼却灰については、資源としての有効利用を積極的に検討すること。</p>	<p>焼却灰等の資源としての有効利用方法について、近年の技術の動向や事例を踏まえ、積極的に検討します。</p>
6 その他	
<p>方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>環境影響評価に関する図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、平易な表現や図表を用いて、わかりやすい図書とするよう引き続き努めてまいります。</p>